

議案第14号

渋川市ハワイ王国公使別邸及びガイダンス施設条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市ハワイ王国公使別邸及びガイダンス施設条例

(設置)

第1条 市指定史跡であるハワイ王国公使別邸の歴史的価値を広く紹介し、市民及び来訪者の歴史に対する理解を深め、もって文化の向上に寄与するため、渋川市ハワイ王国公使別邸及びガイダンス施設（以下「ハワイ王国公使別邸等」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ハワイ王国公使別邸等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 渋川市ハワイ王国公使別邸及びガイダンス施設

位置 渋川市伊香保町伊香保32番地

(業務)

第3条 ハワイ王国公使別邸等は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ハワイ王国公使別邸の公開
- (2) ガイダンス施設における歴史資料等の保管及び展示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ハワイ王国公使別邸等の設置目的を達成するために必要な業務

(管理)

第4条 ハワイ王国公使別邸等は、渋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(入館の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、ハワイ王国公使別邸等への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 施設、設備、資料等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある者
- (2) 他人に危害を加え、又はそのおそれがある者

(3) その他教育委員会が管理上支障があると認める者
(入館料)

第6条 ガイダンス施設に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる者の入館料は、無料とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき都道府県及び指定都市が交付する療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者1人

(2) 小学校就学前の者
(入館料の減免)

第7条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の入館料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第8条 入館者は、故意又は過失により施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	入館料（1人につき）	
	個人	団体（20人以上）
一般	200円	160円
小学生・中学生・高校生	100円	80円

理 由

ハワイ王国公使別邸及びガイダンス施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。